

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第 116 号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 議案第 116 号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

(地域包括ケア推進室)

議案第 116 号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

総合福祉センターの利用料金の上限額を改定するため改正するもの

1 改正内容

(1) 施設利用料の上限額の改定

種 別	現 行	改定後
ホ ー ル（利用時間区分に応じて）	9, 7 7 0 円 ～ 4 0, 3 2 0 円	1 0, 7 4 0 円 ～ 4 4, 3 4 0 円
楽 屋（利用時間区分に応じて）	5 0 0 円 ～ 2, 3 2 0 円	5 5 0 円 ～ 2, 5 5 0 円
大会議室（利用時間区分に応じて）	6, 1 1 0 円 ～ 2 1, 3 7 0 円	6, 7 2 0 円 ～ 2 3, 5 0 0 円
会 議 室（種別及び利用時間区分に応じて）	5 0 0 円 ～ 9, 1 5 0 円	5 5 0 円 ～ 1 0, 0 5 0 円
和 室（利用時間区分に応じて）	1, 0 1 0 円 ～ 3, 6 5 0 円	1, 1 1 0 円 ～ 4, 0 1 0 円

(2) 設備利用料の改定

5, 0 9 0 円 → 5, 5 9 0 円

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市総合福祉センター条例					○川崎市総合福祉センター条例				
平成17年 7 月 1 日条例第45号					平成17年 7 月 1 日条例第45号				
別表（第 9 条関係）					別表（第 9 条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分		9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時30 分	9 時～ 9 時30 分
ホール	10,740円	14,780円	18,820円	44,340円	ホール	9,770円	13,440円	17,110円	40,320円
第 1 楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円	第 1 楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
第 2 楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円	第 2 楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
第 3 楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円	第 3 楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
大会議室	6,720円	7,830円	8,950円	23,500円	大会議室	6,110円	7,120円	8,140円	21,370円
第 1 会議室	550円	670円	890円	2,110円	第 1 会議室	500円	610円	810円	1,920円
第 2 会議室	550円	670円	890円	2,110円	第 2 会議室	500円	610円	810円	1,920円
第 3 会議室	2,790円	3,350円	3,910円	10,050円	第 3 会議室	2,540円	3,050円	3,560円	9,150円
和室	1,110円	1,340円	1,560円	4,010円	和室	1,010円	1,220円	1,420円	3,650円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
2 ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					2 ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
入場料金		増額の割合			入場料金		増額の割合		

改正後			改正前		
	1, 000円未満	15割		1, 000円未満	15割
	1, 000円以上3, 000円未満	20割		1, 000円以上3, 000円未満	20割
	3, 000円以上	30割		3, 000円以上	30割
3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前 2 項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。			3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前 2 項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。		
2 設備利用料			2 設備利用料		
	単位	金額		単位	金額
	1 式、1 本、1 台、1 列、1 個、1 脚、 1 双、1 枚、1 張、1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,590円		1 式、1 本、1 台、1 列、1 個、1 脚、 1 双、1 枚、1 張、1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,090円
備考			備考		
1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回として扱う。			1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回として扱う。		
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。			2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。		